## 受給者証のレイアウトの変更について(再周知)

昨年度の事業者説明会で周知したとおり、平成29年1月に千葉市の福祉システムの刷新を行いました。これに伴い、**障害福祉サービス受給者証(水色)、障害児通所受給者証(黄色)**について、表記の方法等が変わる箇所がございますので、改めてお知らせいたします。

# 1. 「2人介護」及び「院内介助」の表記(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)

現行ではゴム印を押印していましたが、刷新後は下記の場所に印字されます。

<現行>

	介護給付費	の支給決定	内容
障害支持	爰区分	区分	6
認定有効期間	平成27年 4月	1日から平成30	9年3月31日まで
サービス種別	居宅介護		
支給量等	居宅身体介護通院等介助(	1回あた 身体介護有)	50.0時間/月 3.0時間 15.0時間/月 2人介護
支給決定期間	平成27年 4月	1日から平成20	3年 3月31日まで
サービス種別		重度訪問介	濩
支給量等	重度訪問介護	区分6該当者	200.0時間/月
支給決定期間	平成27年 9月	1日から平成20	8年 8月31日まで
サービス種別			
支給量等			
支給決定期間			-
予備欄			



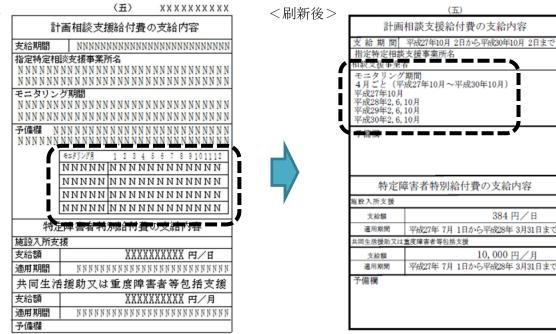
<刷新後>

	(=)			
介護給付費の支給決定内容				
障害支持	爰区分 区分6			
認定有効期間	平成27年 4月 1日から平成30年	3月31日まで		
サービス種別	居宅介護			
支給量等	居宅身体介護 1回あたり 通院等介助 (身体介護有)	50. 0時間/月 3. 0時間 15. 0時間/月		
支給決定期間	平成27年 4月 1日から平成28年	3月31日まで		
サービス種別	重度訪問介護			
支給量等	重度訪問介護区分6該当者	200.0時間/月		
支給決定期間	平成27年 9月 1日から平成28年	8月31日まで		
サービス種別				
支給量等				
支給決定期間				
予備欄	二人介護(居宅介護)			

#### 2. モニタリング期間の表記(計画相談支援)

現行では表形式で表記していましたが、刷新後はテキスト形式での表記となります。

<現行>



# 3. 生活介護等の支給量の表記(日中系・居住系サービス)

生活介護等の支給量について、刷新後は下記の場所に表記します。

(-)	( <u></u>	(三)
障害福祉サービス受給者証	介護給付費の支給決定内容	サービス種別
	障害程度区分 区分2	
受給者証番号 9 9 1 0 1 3 2 6 8 8	認定有効期間 平成25年 7月18日から平成28年 7月31日まで	支給量等
支 福祉県福祉市3福祉町3 ビル3	サービス種別 居宅介護	支給決定期間
給 居住地	居宅身体介護 100.0時間/月 1回あたり 100.0時間	
定		サービス種別
給 居 住 地 定	支給量等	+ W = W
者 氏 名 福祉 太郎3		支給量等
等 生年月日 昭和7年 4月 1日	支給決定期間 平成25年 7月18日から平成26年 7月31日まで	支給決定期間
児フリガナ	サービス種別 生活介護	XMXXXXIIII
氏 名	生活介護基本 ※1	:
生年月日	支給量等	.*
障害種別 1 2		
交付年月日 平成25年 7月18日	支給決定期間 平成25年 7月18日から平成28年 7月31日まで	
,,,,,	サービス種別 共同生活介護	*•
市町村番号 991019	共同生活介護基本 ※2	:
支給市町村名	支給量等	· *
及び印	LAAN AMERICA	
ip t	支給決定期間 平成25年 7月18日から平成28年 7月31日まで	
	子備欄	
(四)	(五)	(六)
訓練等給付費の支給決定内容	計画相談支援給付費の支給内容	利用者負担に関する事項
サービス種別 機能訓練	支給期間	負担上限月額 3,000円
機能訓練基本 ※1 ※1 機能訓練基本(視覚障害) ※1		適用期間 平成25年 7月18日から平成26年 7月31日まで
又和里守		食事提供体制加算対象者非該当
支給決定期間   平成25年 7月18日から平成26年 7月31日まで	モニタリング期間	適用期間
サービス種別 生活訓練		利用者負担上限額管理対象者該当の有無 非該当
生活訓練基本 ※1	子-備欄	利用者負担上限額管理事業所名
支給量等	•	TVI I XI-LINKELT XI/CH
		特記事項欄
支給決定期間 平成25年 7月18日から平成26年 7月31日まで	特定障害者特別給付費の支給内容	
サービス種別	特定障害有付別和刊貨の文和刊名 施設入所支援	
	施政人所又依 支給額	
支給量等	適用期間	
-t-AA-k-t-salemin	共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給決定期間	支給額	
J. Mit Jan	適用期間 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	<b>                                     </b>
	子備欄	子備欄
		<ul><li>※1 通所施設等の場合は、当該月の日数-8日/月</li><li>※2 入所等は当該月の日数/月、居宅等は加算</li></ul>
		※ 2 八川寺は当政月の日数ノ月、店七寺は加昇
		<b> </b>
陪宝田孫武巫公老司の田延 (陪買	211.冬二十坪 陈宇旧和沙士坪)	~

### 4. 障害児通所受給者証の用紙(障害児通所支援、障害児相談支援)

現行では一枚の用紙に両面刷りでしたが、刷新後は一枚の用紙に片面刷りとなります。

<現行> < 刷新後>

